平成２５年（フ）第５５３号
川崎市高津区北見方３丁目６番３号　第三信荘
破産者　荒井　明浩
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
川崎市宮前区有馬９丁目１番７―403号、前住所川崎市多摩区東三田３丁目10番１―220号
破産者　郡山　卓朗
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
静岡県富士宮市山本723番地の１
破産者　鈴木　晨亮
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３９１号
名古屋市中川区十一番町６丁目１番地の14、開始決定時の住所名古屋市熱田区六番２丁目12番２号
破産者　林　由美子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５０号
大阪市淀川区十三東３丁目１番17号　川口マンション301号、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目３番20号
破産者　次田　正宏
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１９号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目３番11号　ソフィア文の里305号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区共立通２丁目５番22―302号
破産者　石上浩太郎
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３６号
名古屋市西区赤城町113　フジパークハイツＢ―301
破産者　山崎　知己
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５５５号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目６番13号
破産者　田中　福貞
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０９６号
大阪府東大阪市小阪３丁目５番25―821号
破産者　大仙商事こと　吉田　春隆
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５８号
大阪府八尾市久宝園２丁目135番地の１　ダイヤモンドマンション久宝園203号
破産者　吉村　五典
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９０９号
大阪市平野区背戸口２丁目９番18号
破産者　モリソノ機材こと　森園　　弘
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５４号
大阪市東成区中本２丁目３番18―423号
破産者　倉田　　勇
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８９号
大阪府豊中市島江町１―３―１―605
破産者　富安　伸明
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２号
大阪府柏原市円明町17―58　伊藤方、開始時の住所大阪府富田林市若松町東２丁目１―10
破産者　前本商店こと　前本　啓介
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
兵庫県姫路市夢前町置本514番地１
破産者　村上　　進
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４６号
奈良県大和郡山市高田町９番地１　15―710、開始決定時の住所奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―727
破産者　宮本　達也
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６９０号
熊本県菊池郡大津町大字引水873番地５
破産者　河野　　洋
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係